

2019年度 茂原市中小企業融資制度のご案内

この制度は、市内中小企業者の振興と経営の安定を図るため、金融機関と協力し、千葉県信用保証協会の信用保証に基づいて事業資金を融資し、併せて利子補給するものです。

◎ 利用資格

次の①～③のすべてをみたす中小企業者（会社または個人）

- ① 市内に店舗、事務所等の設備を有し、かつ、市内で事業を営んでいること
※詳しくは、内面の茂原市中小企業融資制度を参照
- ② 市税の申告・納付をしており、かつ、滞納がないこと
- ③ 千葉県信用保証協会の保証対象業種を営んでいること

◎ 利用できる中小企業者の範囲

中小企業信用保険法に従い、利用できる中小企業者は、次の資本金または従業員数のいずれか一方が該当する法人または個人です。

| 利用できる中小企業者の範囲 | | |
|---------------|-----------|-------------------|
| 業種 | 資本金・出資金 | 従業員数 |
| 製造業等 | 3億円以下 | 300人以下 |
| 卸売業 | 1億円以下 | 100人以下 |
| サービス業 | 5,000万円以下 | 100人以下 |
| 小売業（飲食業含む） | 5,000万円以下 | 50人以下 |
| 医業 | — | 300人以下（個人は100人以下） |

◎ 申込から融資実行までの流れ

- ① 申込者は、茂原市内の取り扱い金融機関へ融資の申し込みをします。
- ② 受付した金融機関が、市に申込書類一式を提出します。
- ③ 市は貸付要件を確認後、千葉県信用保証協会に対し融資の信用保証審査を依頼します。
- ④ 千葉県信用保証協会が審査し、信用保証について市と金融機関に回答します。
※③の保証審査依頼をしないと信用保証の回答はされません。
- ⑤ ④で保証決定された場合、市が要件を再確認後、融資の決定を行い、金融機関に通知します。
- ⑥ 金融機関は⑤の市からの融資決定通知を確認後、申込者に融資を実行します。
- ⑦ 金融機関は市へ融資実行報告書等を提出します。

◎ 2019年度 融資利率

| 融 資 利 率（年） | | |
|------------|------|------|
| 融資期間 | 運転資金 | 設備資金 |
| 1年以内 | 1.8% | 1.8% |
| 1年超3年以内 | 1.9% | 1.9% |
| 3年超5年以内 | 2.1% | 2.1% |
| 5年超 | — | 2.3% |

信用保証料率

年0.5～2.2%

※責任共有保証料率
年0.45～1.9%

2 茂原市中小企業融資利子補給事業

茂原市中小企業融資利用者の金利を、市が一部負担することで、融資を受けた方の負担を軽減し、安定した経営、事業の拡大を支援します。

支援内容

支払利子の一部を補給します

対 象

茂原市中小企業融資制度を利用されている方

◎ 2019年度 利子補給率

| 融 資 利 率（年） | | |
|------------|--------|--------|
| 融資期間 | 運転資金 | 設備資金 |
| 1年以内 | 1.080% | 1.350% |
| 1年超3年以内 | 1.140% | 1.425% |
| 3年超5年以内 | 1.260% | 1.575% |
| 5年超 | — | 1.725% |

ご注意ください

次のいずれかに該当する場合、利子補給を停止します。

- (1) 貸付金の償還を怠った場合
- (2) 市税等を滞納している場合
- (3) 事業を廃止又は休止した場合（市外移転を含む）
- (4) 当初の融資期間を超えた場合
- (5) その他交付が不適当と認められる場合

お問い合わせ

茂原市 経済環境部 商工観光課
〒297-8511
茂原市道表1番地（市役所6階） 電話：0475-20-1528